

日 銀 市 第 12 号

2023 年 1 月 18 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、本年1月17日、18日の金融政策決定会合において「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等を決定したこと等に伴い、標題規程の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、通知します。なお、本件改正の実施日については、別途日本銀行ホームページの「業務上の事務連絡」(<https://www5.boj.or.jp/>)において通知します。

また、本件改正の実施日の前営業日までに入札要項通知の送信を行った共通担保資金供給オペレーションに基づく貸付けについては、なお従前の例によります。

—— 本件に伴う事務上の変更点については、日本銀行金融市場オンラインに掲載の「共通担保資金供給オペレーションの制度変更に伴う事務上の変更点について」を必ずご確認ください。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

○ 第1編 IV. 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

$$\begin{aligned} \text{所要担保価額合計額} &= \text{当座貸越残高} \\ &+ \text{相対型電子貸付残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{入札型電子貸付残高} \text{ (注1-2)} \\ &+ \text{日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額} \\ &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則分を除く）貸付} \\ &\quad \text{残高} \text{ (注2-3)} \\ &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の所要担保価額} \text{ (注3-4)} \\ &+ \text{米ドル資金供給オペレーションの所要担保価額} \text{ (注3-4)} \\ &+ \text{貸出増加支援資金供給貸付残高} \text{ (注4-5)} \\ &+ \text{被災地金融機関支援オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペ貸付} \\ &\quad \text{残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{気候変動対応オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\ &+ \text{代理店保証額} \text{ (注5-6)} \\ &+ \text{歳入代理店保証額} \text{ (注5-6)} \end{aligned}$$

(注1) 貸付日の翌日から起算して返済期日までの日数に応じた貸付金利息を含みます。

(注2) 期間利息（「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（入札型電子貸付（共通担保資金供給オペレーション）関係事務）」に定める期間利息をいいます。）を含みます。

(注2-3) 貸付日の翌日から起算して返済期日までの日数に応じた貸付金利息または期間利息（「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する事務取扱細則」に定める期間利息をいいます。）を含みます。

(注3-4) 略（不変）

(注~~4~~5) 略 (不变)

(注~~5~~6) 略 (不变)

以下略 (不变)